



発行所
一般社団法人
横浜南青色申告会
〒232-0017
横浜市南区宿町2-44-6
電話：713-3111(代)
FAX：721-5782
発行人：武田 勝
編集責任者：忠田 伸一
広報委員長

青色だより

発行月(年6回発行)：1月・4月・6月・8月・10月・12月

第27回 通常総会のお知らせ

- 日程：5月28日(火)
■ 開会：15時30分
■ 会場：ブリーズベイホテル リゾート&スパ
(横浜市中区花咲町1-22-2)

総会は、代議員総会となっております。正会員の方は、総会に出席し意見を述べることができます。議決権は代議員となりますのでご了承ください。

事務局のお休みのお知らせ

5月28日(火)

第27回通常総会開催のため、終日お休みになります。会員の皆様にはご迷惑をおかけする事になりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

会費の口座振替のお知らせ

5月20日(月)は、会費の口座振替日です。

既にお伝えの通り

令和6年5月より会費が月額2,000円(年額24,000円)に改定されます。

例年と振替金額が変わりますのでご注意ください。前日までに預金口座へのご入金をよろしくお願いたします。ご不明な点がございましたら青色申告会事務局(713-3111)へお問合わせください。

5 6月の予定

- 5月17日(金) 三役会 (青申会 13時)
理事会 (青申会 14時)
5月28日(火) 通常総会
(ブリーズベイホテル リゾート&スパ 15時30分)
6月20日(木) 三役会 (青申会 13時)
理事会 (青申会 14時)

支部等行事予定表

5月

- 7日(火) 大岡支部 定時総会 (青申会 16時)
8日(水) 寿支部 定時総会 (青申会 16時)
9日(木) 金沢支部 定時総会 (龍華寺 16時)
10日(金) 港南支部 定時総会 (青申会 16時)
13日(月) 磯子支部 定時総会 (杉田劇場 16時)

6月

- 25日(火) 大岡支部 定例役員会 (青申会 17時)

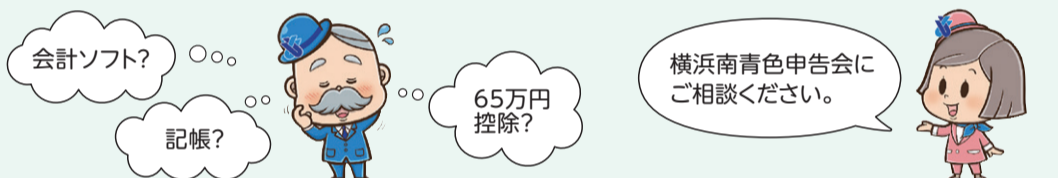
令和5年分決算個別指導会を開催しました

令和6年1月22日から3月15日までの期間、東京地方税理士会横浜南支部の協力を得て、決算個別指導会を横浜南青色申告会館で開催し、多くの会員の皆様にご利用いただきました。開催期間中、ご協力いただきました会員の皆様、東京地方税理士会横浜南支部の皆様にご感謝申し上げます。ありがとうございました。

利用状況(1月22日~3月15日)

Table with 2 columns: Category, Count. Rows: 来所者数 (延べ2,110名), e-Tax利用者数 (1,206名)

会員の皆様、確定申告お疲れ様でした。確定申告も終わり、ほっと一息ついていることと思います。さて、今年も早4ヶ月が過ぎようとしておりますが、令和6年分の記帳は順調に進んでおりますでしょうか。個人で事業されている方、不動産を貸している方は収入の大小にかかわらず必ず記帳しなければなりません。記帳は、単に税金の計算を行うためだけではなく、事業経営の合理化・効率化を検討する際にも役立つものです。日々の正しい記帳の積み重ねが、正しい申告、スムーズな申告につながります。年末などにまとめてやらず、毎日記帳する習慣をつけましょう。下に当会の指導スケジュールを掲載しました。記帳の方法が分からない方、記帳はしているけど分からないことがある方、ご自身の記帳が正しいか不安のある方は、期間内に必ず青色申告会事務局へお越しください。



新規入会者の方も必見! 記帳などのご相談はお早めに!! 予約不要

横浜南青色申告会事務局では、日々、記帳などのご相談を承っております。ご不明な点は早目に解消を!

受付時間：午前9時から11時 午後1時から3時30分 (土日祝日を除く)

* 混雑した場合途中で受付を締切ることがございますので、時間に余裕をもってお越しください。

Table: 横浜南青色申告会 指導会年間スケジュール. Columns: Month, Description of the guidance session (記帳指導期間, 記帳内容確認期間, 決算指導期間).

専従者・従業員がいる方は、源泉税個別指導会(6月~7月10日)、年末調整指導会(12月~1月20日)にお越しください。



予定納税の納付をお忘れなく

① 予定納税の概要

その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上である場合、その年の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度があります。この制度を予定納税といいます。

② 予定納税基準額の計算方法

- 予定納税基準額（特別農業所得者以外）は、次の(1)又は(2)のようになります。
- (1) 次のいずれにも該当する人は、その人の前年分の申告納税額がそのまま予定納税基準額となります。
- イ 前年分の所得金額のうち、山林所得、退職所得等の分離課税の所得（分離課税の上場株式等の配当所得等を除きます。）及び譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得の金額（以下「除外所得の金額」といいます。）がないこと。
 - ロ 前年分の所得について外国税額控除の適用を受けていないこと。
 - ハ 前年分の所得税について災害減免法の規定の適用を受けていないこと。
- (2) 上記(1)に該当しない人は、前年分の課税総所得金額及び分離課税の上

場株式等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額（除外所得の金額がある場合には、除外所得の金額がなかったものとみなして計算した金額とします。また、災害減免法の規定の適用を受けている場合には、その適用がなかったものとして計算した金額とします。）から源泉徴収税額（除外所得の金額に係るものを除きます。）を控除して計算した金額及び当該金額の復興特別所得税額の合計額が予定納税基準額となります。

左記(1)又は(2)の予定納税基準額が15万円以上になる人は、予定納税が必要になります。予定納税額は、所轄の税務署長からその年の6月15日までに、書面で通知されます。

③ 予定納税の納付額及び納付期間

予定納税は、予定納税基準額の3分の1の金額を、第1期分として7月1日から7月31日までに、第2期分として11月1日から11月30日までに納めることになっています。（特別農業所得者以外）

④ 予定納税の減額申請

その年の6月30日の現況で所得税及び復興特別所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月16日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。詳しくは、青色申告会事務局（713-3111）までお問合せください。

！ 確定申告を間違えたとき ！

法定申告期限後に計算違いなど、申告内容の間違いに気が付いた場合は、次の方法で訂正してください。

① 納める税金が多過ぎた場合や還付される税金が少な過ぎた場合

更正の請求という手続きができる場合があります。この手続きは、更正の請求書を税務署長に提出することにより行います。更正の請求書が提出されると、税務署ではその内容の検討をして、納め過ぎの税金がある等（繰越損失の金額が増える場合を含む。）と認められた場合には、減額更正（更正の請求をした人にその内容が通知されます。）をして税金を還付または繰越損失の金額を増加することになります。よって、所得金額の増減や所得控除の追加があっても、最終的な税額または繰越損失の金額に異動がない場合は、更正の請求はできません。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

② 納める税金が少な過ぎた場合や還付される税金が多過ぎた場合

この場合には、修正申告により誤った内容を訂正します。修正申告をする場合には、次の点に注意してください。

イ 誤りに気が付いたらできるだけ早く修正申告してください。

税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、税務署から申告税額の更正を受けたりすると、新たに納める税金のほかに過少申告加算税がかかります。この過少申告加算税の金額は、新たに納めることになった税金の10%相当額です。ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合、その超えている部分については15%になります。

(注)1 税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税はかかりません。（ただし、平成29年1月1日以後に法定申告期が到来するもの（平成28年分以後）については、調査の事前通知の後にした場合は、50万円までは5%、50万円を超える部分は10%の割合を乗じた金額の過少申告加算税がかかります。）

(注)2 確定申告が期限後申告の場合は無申告加算税がかかる場合があります。

ロ 新たに納める税金は、修正申告書を提出する日が納期限となりますので、その日に納めてください。

ハ この場合、納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

横浜南青色申告会の主な活動内容

当会では会員の皆様へ、次のような活動を行っています。

□ 記帳指導

- *各種記帳方法に対応した記帳指導を年間を通じて行っています。記帳の事でお分かりにならないことがある方は、お気軽に当会事務局にご来所ください。
- *OCR（光学式文字読取装置）を利用した記帳支援サービスを行っています。専用の伝票に日常取引を記入し、OCRを利用すると複式簿記の帳簿等を作成することができます。

□ 源泉指導

- *源泉所得税の納付等の指導、年末調整指導を行っています。

□ 決算指導

- *毎年2月1日から3月15日の間、当会館にて決算個別指導会を開催しています。開催期間中、OCRによる青色申告会指導システムと会計ソフト「ブルーリターンA」を利用したe-Tax（国税電子申告・納税システム）のサポートもさせていただきます。

□ 研修会・説明会

- *毎年4月、青色学校（複式簿記講座）を開校しています。その他税制改正説明会等各種説明会・研修会を随時開催しています。

□ 労働保険

- *従業員の労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続き、建設業の一人親方労災の加入手続きを行っています。従業員を1人でも雇っていると、労働保険への加入義務があります。加入手続きについては当会事務局にお問い合わせください。

□ 無料個別相談

無料税務相談

- *税理士による予約制の無料税務相談を行っています。日時等詳しいことは当紙4面お知らせコーナーをご覧ください。

無料法律相談

- *弁護士による予約制の無料法律相談を行っています。相談ご希望の方は、当紙4面お知らせコーナーをご覧ください。

□ 金融斡旋

- *日本政策金融公庫など、低利で有利な小規模企業向けの制度融資の斡旋をしています。
- *その他、無担保、無保証の融資の制度内容や手続きの仕方などを紹介しています。

□ 会員福祉

- *小規模企業共済など、事業主や従業員のための国の退職金制度を取扱っています。小規模企業共済の納付掛金は全額、所得控除に該当しますので所得税と住民税の節税に繋がります。加入手続きにつきましては、当会事務局にお問い合わせください。
- *毎年秋に生活習慣病予防健診を実施しています。低廉な価格で健康診断を受けることができます。
- *個人で加入するより割安な共済制度や各種保険のご案内をしています。

□ 親睦・レクリエーション

- *日帰り旅行や各種レクリエーション、女性部の研修会等を実施しています。

□ 税制改正運動

- *青色申告会は個人事業者の立場で税制改正要望運動を展開しています。

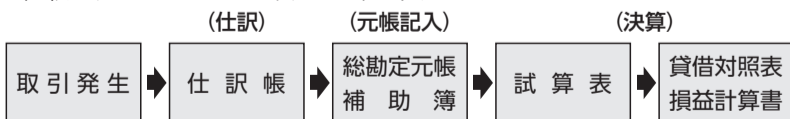
青色申告に必要なこと

青色申告は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、税金の面で様々な特典を受けることができる制度です。

青色申告の方は、原則として、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。簡易簿記で記帳してもよいことになっています。

1 正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）による記帳

記帳の流れについては、次のとおりです。



① 仕訳帳

仕訳帳は、すべての取引の勘定科目を決めるとともに、借方及び貸方に仕訳するための帳簿であり、取引の発生順に取引年月日、内容、勘定科目及び金額を記載します。

② 総勘定元帳

総勘定元帳は、すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理及び計算する帳簿であり、勘定科目ごとに取引の年月日、相手方の勘定科目及び金額を記載します。

2 簡易帳簿による記帳

帳簿の種類は、行う業務の内容により異なりますが、標準的な簡易帳簿の種類は次のとおりです。

①現金出納帳 ②売掛帳 ③買掛帳 ④経費帳 ⑤固定資産台帳

ただし、上記5つの簡易帳簿だけでは、最高55万円の青色申告特別控除の適用は受けられません（最高10万円の青色申告特別控除の適用は受けられます）。正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳し、その帳簿に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内提出の確定申告書に添付した場合は、55万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

なお、55万円の青色申告特別控除の適用要件に加えてe-Taxによる申告又は優良な電子帳簿保存を行うと、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※青色申告者以外（白色申告の方）でも、記帳・帳簿等の保存義務があります。

◇ 帳簿書類の保存 青色申告の方の帳簿書類の保存期間は以下のとおりです。

保存が必要なもの		保存期間	
帳簿	現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳、仕訳帳、総勘定元帳など	7年	
書類	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など	7年
	現金預金取引等関係書類	領収証、小切手控、預金通帳、借用証など	7年 (前々年分所得が300万円以下の方は、5年)
	その他の書類	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類（請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など）	5年

※ 保存期間は、帳簿についてはその閉鎖の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間（又は5年間）となります。

市税の納期限・納付方法

市税の納期限

納付月	税目	納期限
令和6年 4月	固定資産税・都市計画税(第1期分)	4月30日(火)
5月	軽自動車税(種別割)	5月31日(金)
6月	個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収第1期分)	7月1日(月)
7月	固定資産税・都市計画税(第2期分)	7月31日(水)
8月	個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収第2期分)	9月2日(月)
10月	個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収第3期分)	10月31日(木)
12月	固定資産税・都市計画税(第3期分)	1月6日(月)
令和7年 1月	個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収第4期分)	1月31日(金)
2月	固定資産税・都市計画税(第4期分)	2月28日(金)

個人市民税・県民税・森林環境税の特別徴収分は、前月徴収分を、毎月10日(10日が土曜、日曜又は祝日にあたる場合は、日曜又は祝日の翌日)までに納入してください。また、法人市民税については、事業年度終了後2か月以内に申告のうえ、その税額を納付していただきます。

インターネット等を利用した納付方法

- 法人市民税 ●事業所税 ●個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収、退職所得)

▶地方税共通納税システム

eLTAXを使用し、全ての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納付することができます。さらに、複数の地方公共団体に対して、それぞれの税目ごとに一括で納付・納入ができます。インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付(事前に登録した金融機関の口座からの引落し)、ATMでの納付に対応しています。

ご利用方法等の詳細は
eLTAXウェブページをご覧ください

エルタックス



- 個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収) ●固定資産税・都市計画税(土地・家屋) ●固定資産税(償却資産) ●軽自動車税(種別割)

- スマホ決済 クレジット納付(※1) ペイジー納付 口座振替(※2)

※1 税額に応じてシステム利用料がかかります。 ※2 軽自動車税(種別割)は対象外です。

最新の情報・納付方法の詳細は
横浜市ウェブページをご覧ください

横浜市税 納付方法



青色申告特別控除65万円の適用への近道!

複式簿記が苦手な方でも安心の、電子帳簿保存法に準拠した会計ソフトです!

青色申告会の会計ソフト

ブルーリターン



優良な電子帳簿保存 または e-Tax(イータックス)で

青色申告特別控除65万円の適用!

消費税
インボイス制度
にも対応!

優良な電子帳簿保存で過少申告加算税の軽減特例も適用!

- 幅広く対応! 青色申告決算書 一般用/農業所得用/不動産所得用
- 確定申告書 所得税/消費税
- サポート 青色申告会の安心サポート

導入時 価格 29,700円(税込) 保守料3年分含む*

4年目以降は保守契約料 9,900円(3年分・税込)のみ

*毎年の税制改正等に対応したソフトをお届けするため、3年毎に保守契約料を承ります。

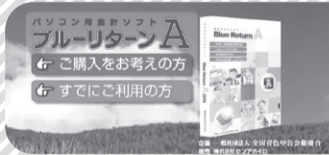
対応業種

小売・卸売業、製造業、理容・美容業、飲食業、建設業、サービス業、運送業、農業、不動産賃貸業、その他
※一般事業・不動産賃貸業・農業の兼業にも対応しており、事業ごとに収支を管理することができます(貸借対照表は合算)。

動作環境

	2024年1月現在
日本語OS	Microsoft Windows 11/10 ※1 ※1: Microsoft Windows 11/10のタッチパネル機能は対象外。
メモリ/CPU	上記日本語OSが推奨するメモリ/CPU(1GHz以上)
ハードディスク	インストール時に最大1.3GBの空き容量が必要
日本語入力システム	上記日本語OS対応のMicrosoft IME
ディスプレイ	上記日本語OS対応のディスプレイ(解像度1024×768以上)
マウス/キーボード/プリンタ	上記日本語OS対応のマウス/キーボード/プリンタ
必要なソフトウェア	Microsoft .NET Framework 4.6.2以降 ※2 SAP Crystal Reports Runtime Engine for .NET Framework ※2 ※2: ブルーリターンAのインストール時に必要に応じて自動インストールされます。
ブラウザ	Microsoft Edge ※3
インターネット機能の追加環境	※3: 左記日本語OSでサポートされている最新バージョンをご利用ください。 ハードディスク: 500MB以上の空き容量 インターネット接続環境: ブロードバンド接続 ※4 ※4: ISDNや一部のCATV回線接続ではご利用いただけない場合があります。

注) 最新の動作環境はブルーリターンAホームページ(https://www.bluereturna.jp)をご確認ください。
●ブルーリターンAを使用して優良な電子帳簿保存により青色申告特別控除65万円・過少申告加算税の特例の適用を受けるためには、税務署への届出が必要です。



無料体験版をダウンロードしよう!

ブルーリターンA公式ホームページから、無料体験版をダウンロードできます。

<https://www.bluereturna.jp>

お申し込み・ご相談は当会事務局までお気軽にどうぞ

記帳支援システムのご案内

- 青色申告特別控除65万円を受けたいと考えている方
- パソコンの操作が苦手な方
- 帳簿を記帳する時間を減らしたい方
- 帳簿の記帳を煩わしいと感じている方

1つでもあてはまる方は
ぜひ当会の

『記帳支援システム』

をご利用ください。

記帳支援システムは…

- 青色申告特別控除65万円に対応しています。*注1
 - 利用料は、月額3,000円からです。
 - e-Taxに対応しています。
 - 決算指導の優先予約ができます。
- *注1 不動産所得者は事業的規模の要件がございます。

具体的な流れ

会員登録

専用のOCR用紙(現預金出納帳・振替伝票)に、専用の科目印を押し、摘要と金額を記入します。

OCR機が処理

OCR用紙をOCR機に読取らせると、元帳・試算表等が作成できます。

確定申告

e-Taxにより確定申告。
全ての帳簿を印刷してお渡します。

詳しくは事務局(713-3111)までお問合せください

●住所変更手続き等のごお願い●

転居や廃業された方、その他変更事項がある方は、青色申告会事務局(713-3111)へご連絡の上、手続きをお願いします。手続きをしていただかないと、住所変更等を行うことができません。退会される場合は、必ず所定の退会届出書を青色申告会事務局へご提出ください。

●広告募集のご案内●

横浜南青色申告会では青色だよりに掲載する広告を募集しています。会員の皆さんに青色だよりでお店や商品の紹介をしてみませんか? 会員の方限定、掲載料は、月額3,000円(サイズ:縦42mm×横79mm)からとなっております。詳しくは事務局広報担当(713-3111)までお問い合わせください。

共済事業報告

〔本人死亡〕

◆大岡支部
細谷さく江様

◆磯子支部
小豆澤博一様

◆高田信一様
茂木信一様



謹んでお悔やみ申し上げます。

お知らせコーナー

納期のお知らせ

- ◎ 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 納期限 4月30日
- ◎ 自動車税の納付 納期限 5月31日
- ◎ 軽自動車税の納付 納期限 5月31日
- ◎ 確定申告額の延納届出に係る延納税額の納付 納期限 5月31日

無料税務相談(予約制)

【日程】 5月10日(金) 6月10日(月)
 【担当】 東京地方税理士会横浜南支部所属税理士
 【場所】 横浜南青色申告会館
 【時間】 午後1時より午後4時まで
 【相談時間】 概ね30分程度
 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へお電話にてお申込みください。

無料法律相談(予約制)

【担当】 沢藤総合法律事務所所属弁護士
 【場所】 沢藤総合法律事務所
 【相談時間】 概ね30分程度
 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へお電話にてお申込みください。

歓迎 新入会員

令和6年1・2・3月度

【港南】 西川 晃子 れいんぼーランチ
 飲食業 (事) 港南区

【磯子】 梅田 道則 アリスインテリア
 内装仕上業 (事) 磯子区 (敬称略)

※ここで紹介している新入会員は、本紙に掲載希望の方のみ掲載させていただきます。



◆ご近所の
事業主の方
◆ご同業の
事業主の方

ご紹介ください

あなたの街に
あなたの近くに
青色申告会



入会のお勧めにご協力を!



当会では、青色申告の普及と会員増強をはかるため、会員の皆様のお知り合いの事業主のご紹介をお願いしております。ご紹介の方が入会されますと、ご紹介していた5,000円を差し上げております。

当会では、記帳、決算のご相談、会員相互の親睦を目的とした研修旅行など、幅広い活動を行っております。一人でも多くの会員の増強により、税制改正運動などに大きな力を発揮させていただきたいと存じます。

ぜひ、会員の皆様から同業者の方などへ青色申告と会への入会のお勧めをいただきまして、当会へご紹介ください。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



新規会員のご紹介で

商品券
5,000円
プレゼント!!

(詳しい条件につきましては下記の「ご紹介の条件」をご覧ください)

【ご紹介の条件】 下記の①と②の条件がそろって、ご紹介特典の扱いとなります。

① 既会員の方は、会へ「〇〇様を紹介します」と必ず連絡をする

② 紹介された方は、事務局来所時に「〇〇様からの紹介です」と必ず伝える

※以前入会されていた方や再入会、事業主変更等(親から子へ等)は、ご紹介特典の対象になりません。

※ご紹介特典は、新規会員の方が入会金と会費(入会日より翌年4月分まで・例:5月に入会した場合は、5月から翌年4月分の12か月分となります)を、お支払いいただいた場合のみお送りいたします。

建設業一人親方労災保険加入者募集中

当会では、建設業一人親方労災保険の取扱いを行っています。労災保険は、本来、労働者の業務災害や通勤災害に対して保険給付を行う制度です。そのため、事業主である一人親方は労災保険に加入することができません。しかしながら、一人親方は、業務の実情や災害発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められるため、特別に労災保険に任意加入することが認められています。安価な事務組合費でご利用いただけますので、この機会に加入のご検討を!! 加入希望の方は、当会事務局までお問い合わせください。

加入できる方 建設の事業(建築業・内装業・電気工事業・防排水業・塗装業・左官業等)を営む方で、一人で事業に従事する方、若しくは労働者を使用する日の合計が年間100日未満となる方。

※業務の内容によっては、加入前に健康診断が必要になる場合があります。

年間の費用

給付基礎日額5,000円の場合の労災保険料と事務組合費
 (給付基礎日額は、3,500円から25,000円までです。)

保険料	年間 31,025円
事務組合費	年間 7,200円
合計	年間 38,225円

※中途加入の場合、保険料は月割になります。事務組合費は加入される人数により異なります。労災保険料は社会保険料として控除され、事務組合費は必要経費に算入できます。

保険給付の内容

一部抜粋

- ①療養補償給付…原則として労災指定病院等で傷病が治るまで「全額無料」で治療が受けられます。
 - ②休業補償給付…休業補償として休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の80%相当額が支給されます。
 - ③障害補償給付…障害補償年金第1級(313日分)～第7級(131日分)と障害補償一時金第8級(503日分)～第14級(56日分)が障害の程度により支給されます。
- その他、遺族補償給付、葬祭料等があります。

遊ぶ! 癒される! 泊まる! /今すぐチェック! /

施設をお得に利用できる
優待割引券
配布中

ホームページ・facebookでは期間限定等のお得な情報を発信しています!

あおいろ優待サービス 検索

https://www.facebook.com/aioiro.kanagawaken.service/

Panasonic Homes

青色申告会 パナソニック ホームズ パナソニック ホームズグループは青色申告会さまと提携しています

無料・完全予約制

個別相談会



新築・建替え

リフォーム・修繕

不動産管理・売却

ご好評につき、今年も開催! ご自宅やご所有不動産など不動産に関するご相談・お困り事に、豊富な知識でお答えします。

日付 5月23日(木)・6月11日(火)・7月11日(木)
 8月6日(火)・9月12日(木)・10月15日(火)

時間 14時～15時 または 15時～16時 場所 (一社)横浜南青色申告会

青色申告会事務局に電話

電話番号 **045-713-3111**

パナソニックホームズに電話orWEB予約

電話の場合.. **0120-8746-95**

WEBの場合.. **個別相談会
専用予約サイト**



当会来所時に 会員カードのご提示を お願いします。

当会来所時、受付に右図の会員カードのご提示をお願いいたします。お持ちでない場合は、来所時、事務局職員にお申し出ください。よろしくお祈りいたします。

会員カード	所属支部	身・次男・海商・種子・金沢・農協・事務局・津
会員名		
会員番号	- - - - -	
利用区分	BRA・OCR・書面・その他()	
一般社団法人 横浜南青色申告会 住所 〒223-0017 横浜南青区磯子2-44-6 電話 045-713-3111		